

テールゲートリフター特別教育

1 目的

労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部改正が公布され、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して行う作業が労働安全衛生法に基づく特別教育の対象となり、令和6年2月1日施行日以降は、特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した作業を行うことができなくなることから実施するもの。

2 受講対象

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業を行う者。

注①：貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象

注②：介護用の車両に設置された車椅子用の装置等は対象外

注③：稼働スイッチ操作のほか、キャスターストッパーなどの操作、昇降板の展開・格納の操作も作業に含まれる。

3 科目及び時間(途中休憩を含む)

	科 目	時間	時 間 割	講師
学 科	テールゲートリフターに関する知識	90分	8:50~10:20	建災防 佐賀県 支部 講師
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	120分	10:30~13:30 昼食休憩 (12:00~13:00)	
	関係法令	30分	13:35~14:05	
実 技	テールゲートリフターの操作方法	120分	14:10~16:10	

4 受講料 (テキスト代1,150円(消費税込み)を含む。)

会 員	非会員
11,000円	15,400円

注① 会員事業場の方が受講される場合は、テキスト代(2冊)1,150円を補助しており、補助後の受講料は11,000円となっております。

注② 非会員のテキスト代補助はありません。

注③ 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 助成金

本特別教育は、いわゆる人材開発支援助成金制度の該当はありません。お間違えのないようお願いいたします。

8 受講当日の携行品
受講票・筆記用具・保護帽

9 実施日・会場

実施日 第1回 令和6年5月1日

第2回 令和6年11月19日

会場 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 電話 0952-26-1563